

倫理委員会 有識者懇談会 準備会合

議事次第

(第1回 2021年6月29日(火) 9:30~11:30)

I 開会

II 会長挨拶

III 委員紹介

IV 議事

1. 倫理規則の改訂スケジュールについて

【資料No. 1】

2. 倫理規則の全面改正（再構成）について

【資料No. 1、2-1、2-2、2-3、2-4】

3. 審査担当者等の公正性について

【資料No. 1、3】

V 次回以降の論点について

【資料No. 1】

VI 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
第1回倫理委員会有識者懇談会準備会合	1
公表物_倫理規則の体系及び構成等の見直しに関する論点の整理	2-1
倫理規則案	2-2
勧誘に関する改正概要	2-3
会員に期待される役割及びマインドセットの改正概要	2-4
審査担当者等の公正性	3

2021年6月29日
有識者懇談会準備会合
配付資料No. 1



倫理委員会有識者懇談会準備会合

第1回
2021年6月29日



本日の議事次第

1. 委員紹介
2. 倫理規則の改訂スケジュールについて
3. 倫理規則の全面改正（再構成）について
4. 審査担当者等の公正性について
5. 次回以降の論点について

委員紹介

委員及びオブザーバー

役職	氏名	現職
議長	八田進二	青山学院大学 名誉教授、大原大学院大学 教授
委員	青克美	株式会社東京証券取引所 執行役員
委員	井上隆	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
委員	梅津光弘	慶応義塾大学商学部 教授
委員	遠藤元一	東京霞ヶ関法律事務所 弁護士
委員	大野和人	公益社団法人日本監査役協会 専務理事
委員	佐藤淑子	一般社団法人日本IR協議会 専務理事
委員	前原康宏	公益社団法人日本証券アナリスト協会 専務理事
委員	弥永真生	明治大学会計専門職研究科 専任教授
オブザーバー	西山香織	金融庁企画市場局企業開示課 開示業務室長

倫理規則の改訂スケジュールについて

倫理規則の構成

		IESBA倫理規程			本会倫理規則	
		IESBA 公表物の名称	公表日	適用時期	導入時期	適用時期
		ローテーション	2018/04	2018/12	2018/04	2020/04
		情報の作成、提供、プレッシャー		2019/07	2020/04	
ア	再構成版 IESBA 倫理規定	セーフガード		2019/06	未導入	未導入
イ		PAPPに適用されるPAIB規定				
ウ		職業的専門家としての判断				
エ		基本原則と職業的懐疑心				
オ	勧誘	2018/07	2019/06	未導入	未導入	
カ	Part 4B の ISAE3000への適合修正	2020/01	2021/06	未導入	未導入	
キ	マインドセット	2020/10	2021/12	未導入	未導入	
ク	審査担当者等の公正性	2021/01	2022/12	未導入	未導入	
ケ	報酬	2021/04	2022/12	未導入	未導入	
コ	非保証業務	2021/04	2022/12	未導入	未導入	

論点(倫理規則の改訂スケジュール)

- 再構成版IESBA規定（ア～エ）、勧誘（オ）、Part 4B の ISAE3000への適合修正（カ）、マインドセット（キ）
 - ▶ IESBAより3年遅れとなっている。2023年4月1日以降適用としたい。
- 審査担当者等の公正性（ク）
 - ▶ IESBAと同時適用としたい。

論点(倫理規則の改訂スケジュール)

● 報酬（ケ）、非保証業務（コ）

- ▶ 規則改正は2022年7月総会としたい。
- ▶ 適用は以下の2案が考えられる。

A案 2023年4月1日以降 IESBAと整合的

B案 2024年4月1日以降 準備の期間を確保

ディスカッションポイント1

IESBAの適用時期と合わせ、A案（2023年4月1日以降適用）としたいがいかがか。

倫理規則の改訂スケジュール

	2021				2022				2023				2024				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
1.全面改正 (再構成) *1 <small>IESBAの適用より3年強遅れ</small>	2月 DP			10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)								
2.審査担当者等の公正性 <small>IESBAと同時適用</small>				10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)								
3.報酬 <small>IESBAと同時適用</small>	説明会		法務相談	10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
4.非保証業務 <small>IESBAと同時適用</small>	説明会			10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
Listed Entity及びPIEの定義 (IESBA)*3	1月	5月															
	IESBA 公開草案																

*1 全面改正（再構成）は、スライド6頁のAからキをいう。

2 IESBAの適用時期は、再構成・勧誘（2019年6月）、パート4B（2021年6月）、マインドセット（2021年12月）、審査担当者等の公正性・報酬・非保証業務（2022年12月）

*3 Listed Entity及びPIEの定義改正は、2024年12月以後開始事業年度から適用することが提案されている。

倫理規則の全面改正(再構成)について

論点(全面改正(再構成))

● 基本原則の訳出の見直し【資料No.2-2】

- ▶ “principle of objectivity”（現行倫理規則では「公正性の原則」）及び“objectivity of an engagement quality reviewer”（現行監査基準委員会報告書及び品質管理基準委員会報告書では「審査担当者の客観性」）における“objectivity”の訳は「公正性」と「客観性」のいずれが適切か。（スライド16及び17参照）

▶ 方針と考え方

A案 基本原則は現行規定を踏襲し「公正性」とし、審査担当者に関する規定は監基報及び品基報に合わせて「客観性」とする

B案 監基報及び品基報に合わせて「客観性の原則」「審査担当者の客観性」とする

ディスカッションポイント2

同時期に適用される品質管理基準の協会実務指針等と整合性を図るため、B案としたいがいかがか。

論点(全面改正(再構成))

● 基本原則の訳出の見直し【資料No.2-2】

▶ “intimidation threat”（現行倫理規則では「不当なプレッシャーを受ける脅威」）の訳は適切か。（若しくは「阻害要因」とするか。また、プレッシャーを与える場合はないか。）（スライド18参照）

▶ 方針と考え方

A案 「不当なプレッシャーを受ける脅威」

（現行規定を踏襲する）

B案 「不当なプレッシャーの阻害要因」

（プレッシャーを与える場合も想定するとともに、他の阻害要因と表現を合わせる）

ディスカッションポイント3

会員からプレッシャーを与える場合も考慮するとともに、統一的な表現の観点からB案としたいかがいかか。

論点(全面改正(再構成))

● 基本原則の訳出の見直し【資料No.2-2】

▶ “professional accountants in business”（現行倫理規則では「企業等所属の会員」）の訳は適切か。（監査法人等に所属する会員も含まれることを明確化するため、「組織所属の会員」とするか。）（スライド19参照）

▶ 方針と考え方

A案 「企業等所属の会員」

（現行規定を踏襲する）

B案 「組織所属の会員」

（監査法人等の組織に所属する会員も対象になることを明確にする）

ディスカッションポイント4

“professional accountants in business”の対象範囲を明確にする観点からB案としたいがいかがか。

論点(全面改正(再構成))

● 勧誘【資料No.2-3】

▶ 「社会通念上許容される範囲」の定めを、現行規定から踏襲することに同意するか。(日本独自規定) (スライド20及び21参照)

▶ 方針と考え方

A案 踏襲する

(「不適切な意図がなく、社会通念上許容される範囲」であれば許容可能とする)

B案 踏襲しない

(IESBAの規定どおり「不適切な意図がなく、些細で重要性のない場合」に許容可能とする)

ディスカッションポイント5

現行規定が実務において浸透しており、事実上の相違が乏しいため、A案としたいがいかがか。

論点(全面改正(再構成))

● マインドセット【資料No.2-4】

▶ “inquiring mind”の訳を「探究心」とすることは適切か。（若しくは「求知心」とするか。）（スライド22参照）

▶ 方針と考え方

A案 「探究心」

（探究心とは、物事の真の姿をさぐって見きわめることをいう（広辞苑より）。
「探究的精神」も考えられる。）

B案 「求知心」

（求知心とは、知識を得ようとする心をいう（広辞苑より））

ディスカッションポイント6

いずれも倫理規則において既出でない新規の用語であるが、理解可能性の観点から、一般的な用語であるA案としたいが、A案及びB案以外の語句も含め、適切な表現はいかがか。

“objectivity”（「公正性」又は「客観性」）

[倫理規則案]

公正性（OBJECTIVITY）

- R112.1 会員は、**公正性の原則（principle of objectivity）**を遵守しなければならない。同原則は会員に対し、以下のいずれにも影響されることなく、職業的専門家としての判断を行使することを求めている。
 - (1) バイアス
 - (2) 利益相反
 - (3) 個人、組織、テクノロジーまたはその他の要因の過度の影響、又はそれらに対する過度の依存

“objectivity”（「公正性」又は「客観性」）

[倫理規則案]

- R112.2 会員は、特定の状況又は関係性によって専門業務に関する職業的専門家としての判断が不当な影響を受ける場合、当該業務を引き受けてはならない。
- 112.2 A1JP **公正な立場を堅持**することは、業務上の判断における**客観性の保持***1を求めるものであり、専門業務の目的の妥当性、専門業務を実施するに当たって裁量すべき事項の選定や判断において先入観のないこと、さらに、これらの判断についての適正性が他の者により検証しうることを含む。

*1 平成12年の倫理規則改正時に基本原則が導入された時点から、公正性の規定の中に当該客観性の保持に関する記述が含まれている。

“intimidation threat”(「不当なプレッシャーを受ける脅威」)

[倫理規則案]

- 120.6 A3 基本原則の遵守に対する阻害要因は、次の種類に分類される。

(5) **不当なプレッシャーを受ける脅威 (Intimidation threat)** – 現実に生じているプレッシャー又は潜在的なプレッシャーにより、会員が不当な影響を受け、公正に行動できなくなること。

“professional accountants in business”（「企業等所属の会員」）

〔倫理規則案〕

- **企業等所属の会員（professional accountants in business）**

企業、公的セクター、教育機関、非営利法人又は本会等（以下「企業等」という。）において、当該企業等の業務に従事している会員。従業員、契約者、共同経営者、取締役等の役員、自営業者、ボランティア等である可能性がある。

「社会通念上許容される範囲」の定め

[倫理規則案]

- 250.11 A1 概念的枠組みで規定されている要求事項及び適用指針は、会員が、受け手又は他の個人の行動に不適切な影響を与える意図が実際にはない、又はあるとみなされないと結論付けた場合に適用される。
- 250.11 A2 そのような勧誘が、**社会通念上許容される範囲 (trivial and inconsequential)** であれば、生じる阻害要因は許容可能な水準となる。

「社会通念上許容される範囲」の定め

〔倫理規則案〕

- 250.11 A2 JP 阻害要因の存在及び重要性は、勧誘の内容、金額及び意図に依存する。**社会通念上許容される範囲**内である場合には、会員は、そのような勧誘を通常のビジネス上の行為として理解し、基本原則を阻害する重大な要因はないと結論付けることもできる。「**社会通念上許容される範囲**」の解釈については、贈答及び接待の内容、金額、意図、時期、回数及び方法等を総合的に勘案し、極力厳格に判断するものとする。**社会通念上許容される範囲**か否かの判断に当たっては、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、基本原則の遵守は阻害されていないと結論付ける可能性が高いかどうかを勘案しなければならない。なお、**社会通念上許容される範囲**であっても、基本原則の遵守が阻害されているとの疑いをもたれることのないように留意しなければならない。

“inquiring mind”（「探究心」）

[倫理規則案]

- **探究心（Inquiring Mind）を持つこと**
- **120.5 A1 探究心（inquiring mind）を持つことは、概念的枠組みを適切に適用するために必要な既知の事実及び状況を理解する上での必須条件である。探究心（inquiring mind）を持つこととは次のことを意味する。**
 - (1) 実施する専門業務の性質、範囲、結果を考慮し、入手した情報の情報源、関連性及び十分性を検討すること。**
 - (2) 更なる調査又はその他の行動の必要性に目を向け、注意すること。**

審査担当者等の公正性について

論点(審査担当者等の公正性)【資料No.3】

ディスカッションポイント7

- インターバル期間を導入したいが、いかがか。(スライド25参照)
- “principle of objectivity” (現行倫理規則では「公正性の原則」) 及び “objectivity of an engagement quality reviewer” (現行監基報及び品基報では「審査担当者の客観性」) における “objectivity” の訳は「客観性」に統一したいが、いかがか。(スライド26参照)

インターバル期間

[倫理規則案]

- 325.8 A3 ISQM 2では、審査担当者の適格性要件として、会計事務所等に対して、業務執行責任者が審査担当者になる前に2年間の**インターバル期間 (cooling-off period)** を方針又は手続に含めることを要求している。これにより、公正性の原則を遵守すること、及び高い品質を保った上で業務を遂行することに寄与する。
- 325.8 A4 ISQM 2により要求される**インターバル期間 (cooling-off period)** は、監査業務の依頼人との長期関与により生じる独立性に対する阻害要因に対処するために設けられているセクション540のローテーションの要求事項とは趣旨を異にしており、また、同セクションにおける要求事項を修正するものでもない。

“objectivity”（「公正性」又は「客観性」）

〔倫理規則案〕

- 325.2 審査担当者として、審査対象となる作業に関与している者又は当該作業の実施責任者と親密な関係を有する者を選任する場合、**公正性の原則（principle of objectivity）**の遵守に対する阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 325.3 本セクションでは、審査担当者の**公正性（objectivity）**に関する概念的枠組みの適用に関連する具体的な適用指針を定めている。

次回以降の論点について

有識者懇談会 / 準備会合の議題(案)

	開催時期	議 題
準備会合 第1回	6月29日	再構成版倫理規則：勧誘及びマインドセット 審査担当者等の公正性：インターバル規定
準備会合 第2回	7月29日	報酬： ・報酬依存度（5年辞任ルールにおける依頼人への影響、例外措置等） ・報酬情報の開示（監査役等とのコミュニケーション、依頼人による開示、監査人による開示）
準備会合 第3回	8月26日	非保証業務： ・提供可能な非保証業務の判断基準 ・監査役等への十分な情報提供と事前了承における課題
有識者懇談会 第1回	9月14日	公開草案の最終確認 報酬及び非保証業務に係る規定の適用時期

(注) 準備会合も含め、有識者懇談会の議事要旨は本協会のホームページにて公表する。

第2回準備会合の議題案(1)

● 報酬 — 報酬依存度

- ▶ 5年辞任ルール
 - ◆ 依頼人への影響
 - ◆ 例外措置（やむを得ない事情の判断基準及び判断主体（当局か、当協会か）
- ▶ 事前レビューへの一本化
 - ◆ 外部の審査担当者による審査（委託審査）の実効性の確保
- ▶ 社会的影響度の高い事業体以外の事業体（non-PIE）に対する報酬依存度規定の導入（5年30%ルール）
 - ◆ 当協会による実態把握が困難な状況にあるが、当協会に期待される役割はあるか

第2回準備会合の議題案(2)

● 報酬 — 報酬情報の開示

- ▶ 監査役等とのコミュニケーション
 - ◆ 想定される課題の有無
- ▶ 依頼人による開示
 - ◆ 有価証券報告書（金融商品取引法）及び事業報告（会社法）における開示上の課題
 - ◆ 依頼人における報酬情報の捕捉プロセスの確立
- ▶ 監査人による開示
 - ◆ どこで開示するか。監査報告書における記載。
 - ◆ 監査人における報酬情報の捕捉プロセスの確立

第3回準備会合の議題案

● 非保証業務

- ▶ 提供可能な非保証業務の判断基準
 - ◆ 自己レビューに該当するか否かに関する実務上の判断（非保証業務のタイプ別の考察）
 - ◆ 公認会計士法における同時提供禁止規定との関係
- ▶ 監査役等への十分な情報提供と事前了承
 - ◆ 監査人側の情報収集体制
 - ◆ 依頼人側の判断プロセス及び承認体制の整備（一括承認又は個別承認）

有識者懇談会 開催スケジュール

	2021年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有識者懇談会/準備会合	6月29日 準備会合①	7月29日 準備会合②	8月26日 準備会合③	9月14日 有識者懇談会 ①			
倫理委員会	6月1日 (確定)	7月12日	8月11日	9月6日	10月4日		
常務理事会/ 理事会					10月14・15日		
定時総会/ 金融庁認可		7月15日 (有識者懇談会 の設置)	金融庁認可 (正式設置)				

公開草案公表
(意見募集期限：12月中旬)



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

会員に期待される役割及びマインドセットの改正概要

1. 社会における会員の役割と行動

- ・ 技量及び価値観の発揮により会員が社会で果たす幅広い役割を強調する適用指針を追加（100.2）
- ・ 基本原則の遵守及び概念的枠組みアプローチの適用が倫理規程遵守の要であり、会員が公共の利益に沿った行動をする上で重要な役割を担っていることを強調する適用指針を追加（100.6 A1）
- ・ 倫理規程を遵守することには、倫理規程の目的と意図を考慮することが含まれる点を明確化（100.6 A2）

2. 基本原則

会員が、公共の利益のために期待される役割と行動を果たすことを可能にするために、基本原則に以下の規定を追加

① 公正性の原則

- ・ テクノロジーによって会員の公正性が損なわれるリスクを強調する適用指針を追加（110.1 A1(b)）

② 職業的専門家としての行動の原則

- ・ 職業的専門家が公共の利益に沿って積極的に行動することの重要性を強調する要求事項等を追加（110.1 A1(e)、R115.1）

③ 誠実性の原則

- ・ 誠実性には、ジレンマ又は困難な状況に直面した際に適切に行動する強い意志が含まれる旨を追加（111.1 A1）

④ 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則

- ・ 職業的専門家としての能力を維持する上で、テクノロジー関連の動向に対する認識と理解を維持すべき旨を追加（113.1 A2）

3. 探究心（Inquiring Mind）

- ・ 監査人だけではなく、全ての会員に対して、「職業的懐疑心」のようなマインドセットの保持を求めため、企業等所属の会員を含む全ての会員に対して、概念的枠組みを適用する際に、「探究心（inquiring mind）」を持つべきであるという新たな要素を追加（R120.5(a)）
- ・ 「探究心を持つ」とは、適用指針で次のとおり説明されている。（120.5 A1）
 - (a) 実施する専門業務の性質、範囲及びアウトプットを考慮し、入手した情報の情報源、関連性及び十分性を検討する。

(b) 更なる調査又はその他の行動の必要性に積極的に目を向け、注意を払う。

- ・ 「探究心」は、監査等の保証業務を実施する場合に求められる「職業的懐疑心」とは別の概念として整理される。監査等の保証業務を実施する場合には、証拠を鵜呑みにせず批判的に評価することを含む「職業的懐疑心」を保持することも求められる。「職業的懐疑心」の保持は、会員のうち監査人等にのみ求められるが、「探究心」は、企業等所属の会員を含めた全ての会員に保持が求められる。

4. バイアス

- ・ バイアスが、阻害要因の識別、評価、対処における職業的専門家としての判断の行使に影響を及ぼす旨の適用指針を追加 (120. 12 A1)
- ・ 一般的なバイアス例のリストを追加 (120. 12 A2)

5. 組織文化

- ・ 概念的枠組みの効果的な適用における前向きな組織文化の重要性を強調する適用指針を追加 (120. 13 A1)
- ・ 組織とそのリーダーが社内及び第三者とのやりとりにおいて倫理的な行動を示すことで、組織文化の効果が最も高まることを強調する適用指針を追加 (120. 13 A2)

以 上